

よつくら訪問看護ステーション重要事項説明書

令和7年7月1日

1・運営規程の概要

(1) 運営方針

利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、保健・医療・福祉サービス、主治医との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(2) 事業所の名称

【 名 称 】 社会福祉法人楽寿会 よつくら訪問看護ステーション
【 所在地 】 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1 【 TEL 】 0246-66-0855
【 事業所番号 】 0760490144 【 FAX 】 0246-66-0856

2・サービスの内容

(1) 訪問看護の内容

- ・ 病状、障害の観察
- ・ 食事および排泄等日常生活の世話
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症患者の看護
- ・ カテーテル等の交換、管理
- ・ 清拭、洗髪等による清潔の保持
- ・ 褥創の予防、処置
- ・ ターミナルケア
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ その他医師の指示による医療処置

(2) 職員体制

◎ 管理者：看護師 高木由香里 ◎ 看護職員：看護師 高木由香里（兼務）
（事業所の運営管理）（訪問看護業務）千葉めぐみ
佐藤 文

(3) サービス提供時間

8:30～17:30

※ 年中無休

(4) サービス提供地域

四倉町、久之浜町、平（草野・神谷）

(5) サービス提供の内容

- ① 次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- ② サービスは、別添の「訪問看護計画書」に沿って提供します。

	曜 日	時 間 帯	内 容 （概要）
1)	曜日	: ~ :	
2)	曜日	: ~ :	
3)	曜日	: ~ :	
4)	曜日	: ~ :	
5)	曜日	: ~ :	

3・緊急時の対応

サービスの提供中に容体の変化などがあった場合は、必要に応じて応急の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

4・利用料金

(1) ① 介護保険による訪問看護(1割の自己負担)

- ※ 30分未満⇒471円
- ※ 30分以上1時間未満 ⇒ 823円(1回)
- ※ 1時間以上1時間半未満 ⇒ 1,128円(1回)
- ※ 緊急訪問看護体制Ⅰ ⇒ 600円(1ヶ月)
- ※ サービス提供体制強化加算 ⇒6円(1回)
- ※ 複数名訪問加算 ⇒30分未満 254円(1回) 30分以上 402円(1回)
- ※ 特別管理加算(Ⅰ) ⇒ 500円(1ヶ月)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態
- ※ 特別管理加算(Ⅱ) ⇒ 250円(1ヶ月)
在宅酸素療法管理指導等を受けている状態や重度の褥創の状態の方
- ※ 長時間訪問看護加算 ⇒300円(1回) ≪特別管理加算の対象者に対して、1時間30分を超える場合≫
- ※ 初回加算 ⇒ 300円(1回)
新規に訪問看護計画を作成した方に対して訪問看護を提供した場合。
- ※ ターミナルケア加算 ⇒ 2,500円(死亡月)

②介護保険による訪問看護(2割の自己負担)

- ※ 30分未満 ⇒ 938円(1回)
- ※ 30分以上1時間未満⇒1646円(1回)
- ※ 1時間以上1時間半未満 ⇒2256円(1回)
- ※ 緊急訪問看護体制Ⅰ ⇒ 1,200円(1ヶ月)
- ※ サービス提供体制強化加算 ⇒12円(1回)
- ※ 複数名訪問加算 ⇒30分未満 508円(1回) 30分以上 804円(1回)
- ※ 特別管理加算(Ⅰ) ⇒ 1,000円(1ヶ月)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態
- ※ 特別管理加算(Ⅱ) ⇒ 500円(1ヶ月)
在宅酸素療法管理指導等を受けている状態や重度の褥創の状態の方
- ※ 長時間訪問看護加算 ⇒600円(1回) ≪特別管理加算の対象者に対して、1時間30分を超える場合≫
- ※ 初回加算 ⇒ 600円(1回)
新規に訪問看護計画を作成した方に対して訪問看護を提供した場合。
- ※ ターミナルケア加算 ⇒ 4,000円(死亡月)

③介護保険による訪問看護(3割の自己負担)

- ※ 30分未満 ⇒ 1,407円(1回)
- ※ 30分以上1時間未満⇒2457円(1回)
- ※ 1時間以上1時間半未満 ⇒3384円(1回)
- ※ 緊急訪問看護体制Ⅰ ⇒ 1,800円(1ヶ月)
- ※ サービス提供体制強化加算 ⇒18円(1回)
- ※ 複数名訪問加算 ⇒30分未満 762円(1回) 30分以上 1,206円(1回)

- ※ 特別管理加算(Ⅰ) ⇒ 1,500円 (1ヶ月)
在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル・気管カニューレを使用している状態
- ※ 特別管理加算(Ⅱ) ⇒ 750円 (1ヶ月)
在宅酸素療法管理指導等を受けている状態や重度の褥創の状態の方
- ※ 長時間訪問看護加算 ⇒ 900円(1回) ≪特別管理加算の対象者に対して、1時間30分を超える場合≫
- ※ 初回加算 ⇒ 900円 (1回)
新規に訪問看護計画を作成した方に対して訪問看護を提供した場合。
- ※ ターミナルケア加算 ⇒ 6,000円 (死亡月)

(2) 医療保険による訪問看護

(介護保険対象ではない方や、介護保険の被保険者のうち厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方)

※ 後期高齢者医療保険 ⇒ 一部負担金の割合分

※ 健康保険 ⇒ 該当保険の負担割合分

(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域を越える場合にのみ必要となります。

5・償還払い

利用者がいったん費用を全額(10割)支払い、後に申請することで介護保険の適用分(9割)又は(8割)(7割)払い戻される制度です。払い戻しは、原則的に口座振込となります。なお、手続きから払い戻しまでには、2～3ヶ月程度かかることもあります。

次のような場合、償還払いの対象となります。

- ・ ケアプランを作成せずに介護サービスを利用した場合の利用料の9割分
- ・ 保険料を一年間滞納したため、支払方法を変更された場合 等

6・苦情解決の方法

1. 利用者又はその家族は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、事業者、介護支援専門員、市町村、国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

- ・ いわき市高齢福祉課 0246-22-7467
- ・ 福島県運営適正化委員会 024-523-2943
- ・ 国民健康保険団体連合会 024-528-0040

2. 事業者は、苦情対応窓口を設置するとともに、苦情が生じた場合には、速やか且つ、誠実に対応いたします。

苦情受付担当者	千葉めぐみ 佐藤 文	0246-66-0855
苦情解決責任者	高木由香里	0246-66-0855
第三者委員	佐藤和子	0246-33-2967
	村井 弘	0246-32-6605

7・事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者の生命、身体、財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

8・感染症対策

当事業所は、感染症の発生及びまん延等に備え、定期的な委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修、訓練(シミュレーション)を行います。

9・業務継続計画(BCP)に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定すると共に、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を定期的に実施します。

10・高齢者虐待防止法の推進

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (2)虐待防止に関する責任者を選定しています。
- (3)成年後見制度の利用を支援します。
- (4)苦情解決体制を整備しています。
- (5)定期的に虐待防止対策を検討する委員会を開催し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (6)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

虐待防止に関する責任者	高木 由香里
-------------	--------

11・身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の内容に留意します。

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12・第三者評価は実施していない。

13・当法人の概要

【 法人名 】	社会福祉法人 楽寿会	【 所在地 】	いわき市四倉町字西三丁目14-6
【 理事長 】	木村 守和	【 TEL 】	0246-32-6381

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業所) 所在地 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1

事業所名 よつくら訪問看護ステーション

所長名 高木由香里 印

私は本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

同意日 令和 年 月 日

(利用者)

住所

氏名

(代理人)

住所

氏名
